

「和歌山県平成29年台風第21号災害義援金」募集要綱 (第2版)

1 趣旨

平成29年台風第21号によって被害を受けられた被災者を支援するため、「和歌山県平成29年台風第21号災害義援金」を和歌山県共同募金会は募集します。

2 義援金の名称

和歌山県平成29年台風第21号災害義援金

3 実施主体

社会福祉法人 和歌山県共同募金会

4 受付期間

平成29年11月2日(木)から平成30年1月31日(水)まで

5 義援金受入口座

金融機関名	支店名	口座番号	口座名義
紀陽銀行	本店営業部	普通預金 2321740	社会福祉法人 和歌山県共同募金会
ゆうちょ銀行	00960-9-210342		和歌山県共同募金会 台風第21号災害義援金

■ 紀陽銀行本店・支店の窓口及びATMの振込手数料は無料になります。

但し、ATMによる振込については、同行カードまたは現金による振込の場合に限り無料。

■ ゆうちょ銀行・郵便局の窓口については、平成29年11月6日からの取扱いになります。

■ ゆうちょ銀行・郵便局の窓口での振込手数料は無料・ATMは有料になります。

■ 上記以外の他銀行からの振込については、有料扱いになります。

6 現金書留による義援金の送金について

(宛先) 〒640-8319

和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛7階
社会福祉法人和歌山県共同募金会 あて

■ 宛名のところに「救助用郵便」と明記の上、送金下さい。

7 義援金の配分について

和歌山県共同募金会で取りまとめた義援金は、和歌山県が設置する「和歌山県平成29年台風第21号災害義援金配分委員会」を通して、被災者の方々に全額配分されます。

8 領収書の発行について

寄付者が義援金について税制上の優遇措置を希望される場合は、「領収書希望者名簿〈様式2〉」に必要事項を記入のうえ、義援金を送金した際の送金控〈様式3〉と一緒に兵庫県共同募金会へFAX送付して下さい。

後日、和歌山県共同募金会より領収書を発行します。

附則 この要綱は、平成29年11月2日から施行する。
平成29年11月6日 改正

社会福祉法人 和歌山県共同募金会
〒640-8319 和歌山市手平2丁目1-2
県民交流プラザ和歌山ビッグ愛7階
電話073-435-5231 fax 073-435-5232
メール info@akaihanewakayama.or.jp
HP <http://www.akaihanewakayama.or.jp>

